

離婚届

受付：1F 市民課戸籍班

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、届書に夫婦それぞれの署名が必要です。
また、証人（成年2人）の署名も必要です。
- 未成年のお子さまがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出が必要です。
調停調書等の謄本をお持ちになり、早めの手続きをお願いいたします。
- 手続きの際は、本人確認書類をお持ちの上お越しください。（運転免許証など）

関連する手続きが、下記 及び 裏面にあります。ご確認ください。

- 《重要》●手続きの際は、本人確認書類の提示をお願いすることがあります。
顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上お越しください。（運転免許証など）
●代理人の方が手続きをするときは、委任状が必要です。

✓	手続き内容・対象者	必要なもの	受付場所
住所・戸籍	住所変更の手続き（転入・転出・転居）	・転出証明書（前住所地発行） ・マイナンバーカード ・お持ちの方は「住民基本台帳カード」	1F 市民課 850-0103
	変更後の氏で印鑑登録が必要な方 (婚姻中の氏で登録していた場合、氏が変更になれば自動的に登録が抹消されます)	・印鑑 ・本人確認書類（顔写真入）	
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの氏名変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	
	離婚後も婚姻中の氏を称する手続き	・届書 (離婚の際に称していた氏を称する届)	
	お子さまの戸籍についてのご相談（入籍届、養子離縁届など）	※まずは窓口でご相談ください	
こども	児童手当の受給者変更手続き (0歳～高校生)	・請求者の通帳 ・マイナ保険証または資格確認書（親・子） ・マイナンバー（父母の） ・その他	2F ⑦ こども応援課 850-6775
	こども医療費受給者証をお持ちで、主たる生計維持者が変わった方	・こども医療費受給者証 ・マイナ保険証または資格確認書（子） ・請求者の通帳	

	✓ 手続き内容・対象者	必要なもの	受付場所
こども	ひとり親家庭等のご相談 (児童扶養手当、母子父子医療費の資格相談・申請)	※ご家庭の状況により異なりますので、担当者までご確認ください。	2F ⑦ こども応援課 850-6775
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方		
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方 (就学援助の相談・申請)		4F 学校教育課 850-0035
	小中学生のお子さんがいて、保護者(親権者)の変更がある方 (教育委員会・学校からの連絡先及び送付先の変更)		
	保育園、こども園に入園を希望する方		2F ⑧ 保育こども園課 850-5088
	保育園、こども園に入園しているお子さんがいる方		
保 険 ・ 年 金	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書の氏変更	・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、 ・後期高齢者医療資格確認書	1F ⑯ 国民健康保険課 【給付班】 850-0160 【徴収班・賦課班】 850-0412 【後期高齢医療班】 850-0160
	後期高齢者医療資格確認書の氏変更	・後期高齢者医療資格確認書	
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	・前配偶者の勤務先の資格喪失証明書	
	氏が変わる方や世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	・限度額適用認定証（国保のみ） ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	
	税の納付について相談される方		
	国民年金に加入中の方、年金を受給している方の氏変更	・年金証書又は年金手帳	
介 護	介護保険証をお持ちの方の氏変更	・介護保険証	2F ⑨ 障がい長寿課 【障がい給付班】 850-5320
障 が い	障がいの手帳の氏変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 など	
	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・マイナ保険証または資格確認書	
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給されている方の氏変更	・マイナンバー	
料 金	上下水道の使用者名義が変わる方		3F 水道総務課 850-0026

